伊勢広域環境組合
ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託

実施方針

平成 27 年 5 月

伊勢広域環境組合

目　次

伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）は、伊勢広域環境組合清掃工場（以下「本件施設」という。）において、ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託（以下「本業務」という。）を実施します。本実施方針は、本業務を実施する民間事業者（以下「受託者」という。）の決定を行うにあたり、組合の方針を定めるものです。

第1　業務概要

1　業務内容

本業務は、本件施設に持ち込まれる廃棄物(以下「本件廃棄物」という。)のうち、処理不適物を除いた「処理対象物」等の処理を行うため、本件施設の運転、電気・電信、上水道、燃料及び薬剤等(以下「用役」という。)の調達・管理、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修等(以下「運営維持管理業務」という。)を委託するものである。

組合は、受託者が運営維持管理業務を行う期間(以下「運営期間」という。)に亘って本件施設を所有し、受託者は、本件施設を運営維持管理するものとする。受託者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとするが、別紙1の伊勢広域環境組合ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託に伴う特定部品の供給等に関する協定書(以下「特定部品協定書」という。)に示す本件施設の設計・施工企業(以下「施工企業」という。)からの調達が必要となる部品(以下「特定部品」という。)の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。また、特定部品の定期点検、補修についても、自ら実施することが困難な場合、施工企業の協力により調達することができるものとする。

組合が決定する、受託者となる特別目的会社に出資する単体企業又は企業グループ(以下「落札者」という。)及び受託者は、平成 27 年度現在で本件施設の運転業務を実施している事業者(以下「既存運転事業者」という。)及び組合から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間(以下「運営準備期間」という。)にて、既存運転事業者等からの引継ぎを行う。また、受託者は本業務にかかる入札説明書、要求水準書及び様式集(以下「入札説明書等」という。)の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を組合へ請求できる期間(以下「乖離請求期間」という。)を設定する。

(1)　業務委託名

ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託

(2)　目的

本業務は、処理対象物を効率的かつ適正に処理することを目的とする。

(3)　業務実施場所

伊勢市西豊浜町653番地　清掃工場

(4)　発注者

伊勢広域環境組合　管理者　鈴木　健一

(5)　関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本件施設の運営維持管理業務に係る関連法令等を遵守するものとする。

(6)　施設の概要

本件施設の概要を表 1-1 に示す。

表1-1 施設概要

施設名称	項目	内容
可燃ごみ処理施設	建設概要	鉄骨センチュリーボード貼造　地上2階地下1階
	延床面積	5,076 ㎡
	供用開始年月	平成 8年 4月
	設計・施工	株式会社　荏原製作所
	処理方式及び能力等	焼却炉形式：全連続燃焼式ストーカ炉 焼却炉規模：240t/1日(120t/24h×2基) 投入方式：ピット＆クレーン 燃焼ガス冷却：水噴霧式 排ガス処理：バグフィルター 給水：上水＋井戸水 排水処理設備：完全クローズドシステム
	付帯設備等	出口計量室、井戸ポンプ室、工事業者等詰所
粗大ごみ処理施設	建設概要	鉄骨造1部鉄筋コンクリート造　地上4階地下1階
	延床面積	2,849 ㎡
	供用開始年月	平成 7年 2月
	設計・施工	川崎重工業株式会社
	処理方式及び能力等	横型回転式破砕機　(30ｔ/5ｈ×1基) 剪断式破砕機　(15ｔ/5ｈ×1基)
	付帯設備等	蛍光管破砕機室
リサイクルプラザ	建設概要	鉄骨造 地上2階
	延床面積	2,736 ㎡
	供用開始年月	平成12年 4月
	設計・施工	川崎重工業株式会社
	処理方式及び能力等	その他プラスチック製容器包装梱包設備　(24ｔ/5ｈ×1基) びん選別設備　(10ｔ/5ｈ×1基)
	付帯設備等	受付計量室
その他		進入路、駐車場、植栽、門扉・囲障、その他建築付属設備(注)

(注)「その他建築付帯設備」とは、本件施設に付属する建築設備(照明、通信、換気、空調、給排水、建具、シャッター、消防、電気設備等)、事務室、居室、浴室、トイレ等をいう。

2　委託期間及び契約

(1)　委託期間等

ア　運営準備期間　　　平成28年 1月 6日から平成28年 3月31日
イ　乖離請求期間　　　平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日
ウ　運 営 期 間　　　平成28年 4月 1日から平成38年 3月31日
エ　業務委託期間　　　業務委託契約締結日から平成38年 3月31日

(2)　契約の形態

組合は、受託者と本件施設の運営維持管理業務に関して、業務委託契約を締結する。

(3)　特定部品協定書の締結

組合は、施工企業と特定部品協定書を締結する。

3　スケジュール

本業務に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

ア　入札公告　平成27年 7月
イ　最優秀提案者の選定　平成27年 7月 ～ 平成27年11月
ウ　落札者の決定　平成27年12月
エ　基本協定締結　平成27年12月
オ　特別目的会社の設立　平成27年12月 ～ 平成28年 2月
カ　業務委託契約締結　平成28年 2月
キ　運営準備期間　平成28年 1月 ～ 平成28年 3月
ク　運営維持管理業務の開始　平成28年 4月
ケ　契約終了　平成38年 3月

4　業務範囲

受託者の業務の概要は表1-2に示すとおりとし、具体的な業務内容については、入札公告時に公表する要求水準書に示す。

表1-2　業務分担と内容

項目		内容	可燃・粗大処理施設		リサイクルプラザ	
			組合	受託者	組合	受託者
搬入・受付管理業務	受付業務	計量棟における受付業務を行う。	○		○	
搬入・受付管理業務	受付業務	ごみや焼却残渣等を搬入・搬出する車両を記録・確認し、管理する。	○		○	
搬入・受付管理業務	料金徴収	ごみの直接搬入者から、料金を徴収する。 ごみ処理手数料徴収に係る通知・書類を作成する。	○		○	
搬入・受付管理業務	プラットホーム業務（受入管理業務）	搬入車両の確認・車両誘導等を行う。		○	○	
搬入・受付管理業務	プラットホーム業務（受入管理業務）	処理不適物の混入確認を行う。		○	○	
搬入・受付管理業務	プラットホーム業務（受入管理業務）	処理可否の判断、処理不適物の指導を行う。	△[※1]	○	○	
搬入・受付管理業務	ごみクレーン操作	ごみクレーンの操作を行う。		○	−	−
運転管理業務	運転管理計画の策定	処理計画に基づき、施設の点検・補修等を考慮した運転計画を策定する。		○	○	
運転管理業務	運転管理計画の策定	施設の運転操作等に関するマニュアルを作成する。		○	○	
運転管理業務	運転管理計画の策定	運転員への教育訓練を行う。		○	○	
運転管理業務	適正運転	関係法令、公害防止条件等を満たすよう施設を運転する。		○	○	
運転管理業務	用役利用計画の作成	運転計画に基づき、用役利用計画を策定する。		○		○
運転管理業務	用役の調達・管理	用役利用計画に基づき、電気・通信、上水道、燃料、薬剤等を調達・管理する。（契約含む）		○		○
運転管理業務	資源物の売却	資源物の売却及び売価に伴う収入を管理する。	○		○	
運転管理業務	焼却残渣の搬出	焼却残渣の積込み作業を行う。（灰クレーンの操作）		○	−	−
運転管理業務	焼却残渣の搬出	焼却残渣の運搬・処理を行う。	○		−	−
運転管理業務	破砕不燃残渣の搬出	破砕不燃残渣の積込み作業を行う。		○	−	−
運転管理業務	破砕不燃残渣の搬出	破砕不燃残渣の運搬・処理を行う。	○		−	−
運転管理業務	環境測定	ごみ質の測定分析を行う。	○		−	−
運転管理業務	環境測定	排ガスの測定分析を行う。	○		−	−
運転管理業務	環境測定	焼却残渣、破砕不燃残渣等の測定分析を行う。	○		−	−
運転管理業務	環境測定	作業環境の測定分析を行う。		○	−	−

項目		内容	可燃・粗大処理施設		リサイクルプラザ	
			組合	受託者	組合	受託者
維持管理業務	維持管理に伴う計画の策定	施設の点検計画を策定する。		○		○
		機器の維持・補修計画を策定する。		○		○
	点検・検査	点検計画により施設の点検・検査(法定点検・自主点検)を行う。		○		○
	補修・修繕	維持・補修計画により機器、設備の補修・修繕を行う。		○		○
	消耗品・予備品の調達、管理	運転に必要な消耗品、予備品の調達、管理を行う。		○	○	
		組合に必要な事務備品等の調達、管理を行う。	○		○	
	施設性能の確認検査の実施	法定検査、機能検査、精密機能検査(第三者機関への委託)を実施する。		○		○
その他業務	運営維持管理業務体制の構築	有資格者を配置し、運営維持管理業務に伴う業務体制を構築する。		○	○	
	情報管理	運転管理、用役管理、維持管理、環境管理等の結果について記録するとともに、報告書等を作成し、組合に報告する。		○	○	
		各種記録のデータを管理・保管する。		○	○	
		施設に関する情報発信を行う。	○	△※2	○	
	施設見学	施設見学及び行政視察に対応する。	○	△※2	○	
		見学設備(展示物、備品等)の維持管理を行う。		○	○	
	住民説明	住民からの質問・苦情等に対し、説明等を行う。	○	△※3	○	
	建物、建築設備	建築物、その他付属する建築設備、道路、駐車場、外溝等の敷地について維持管理を行う。	△※4	○	○	
	清掃業務	施設内を常に清掃し、清潔に保つ。		○	○	
		外構、植栽、除草などの清掃、維持管理等を行う。		○		○
	安全管理	作業環境の安全管理に努める。 施設の防火管理に努める。		○	○	
	警備	場内の警備体制を整備する。		○	○	
	重機	重機の管理、点検及び燃料確保を行う。		○	○	
		重機の確保を行う。	○	△※5	○	
	地元貢献	施設の運営において、市内雇用、市内企業の積極的な活用を行い、地元イベントへの参加等により地域社会との共生に努める。		○		○

※1 平常時は受託者が対応し、高度な判断や指導が必要な場合については、組合が対応する。また、受託者は組合が実施する展開検査において必要な支援を行う。

※2 受託者は必要な支援を行う。

※3 受託者は初期対応及び必要な支援を行う。

※4 日常の保守点検では補いきれない建築物の老朽化に伴う改修工事等は組合が行う。

※5 本業務開始時に貸与する組合が使用不能になった場合は、受託者で確保する。

第2　受託者の募集及び決定に関する事項

受託者の募集及び決定は、地方自治法施行令(昭和 22 年 政令第 16 号)第 167 条の 12 の規定に基づく総合評価指名競争入札方式によるものとする。

1　総合評価指名競争入札方式による受託者決定の手順

受託者決定の手順は、図 2-1 のとおりとする。

図 2-1 受託者決定の手順

2　契約締結までのスケジュール

契約締結までのスケジュール(予定)は、おおむね表 2-2 のとおりとし、変更もありうる。

表 2-2　契約締結までのスケジュール(予定)

No.	項目	日程
①	入札公告及び入札説明書等の公表	平成 27 年 7 月
②	入札説明書等に関する質問の受付	平成 27 年 7 月
③	入札説明書等に関する質問の回答	平成 27 年 7 月
④	入札参加資格確認書類等及び 現地見学等の申込書の受付締切	平成 27 年 8 月
⑤	入札参加資格審査	平成 27 年 8 月
⑥	入札参加資格確認結果の通知、現地見学等の日程の回答 及び契約書(案)等の配布	平成 27 年 8 月
⑦	本件施設の現地見学及び資料閲覧	平成 27 年 8 月
⑧	現地見学等を踏まえた質問の受付	平成 27 年 8 月
⑨	現地見学等を踏まえた質問の回答	平成 27 年 8 月
⑩	入札書類の受付締切	平成 27 年 10 月
⑪	業務提案書の基礎審査	平成 27 年 10 月
⑫	業務提案に対する審査、価格審査及び総合評価の実施	平成 27 年 11 月
⑬	落札者の決定	平成 27 年 12 月
⑭	基本協定の締結	平成 27 年 12 月
⑮	特別目的会社の設立	平成 27 年 12 月～ 平成 28 年 2 月
⑯	業務委託契約の締結	平成 28 年 2 月

3　応募者の備えるべき入札参加資格要件

応募者の備えるべき入札参加資格要件(以下、「入札参加資格要件」という。)は次のとおりである。

(1)　応募者の構成等

ア　応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とする。また、応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業(以下「構成企業」という。)及び協力会社(応募企業又は構成企業以外の者で、本業務開始後、受託者から運営維持管理業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。)が本業務の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

イ　本件入札を落札した応募企業又は応募グループの構成企業は、特別目的会社に出資を行い、特別目的会社を設立するものとする。

ウ　応募グループにあっては、構成企業から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、代表企業の特別目的会社への出資割合は業務期間を通じて100分の50を超えるものとする

エ　代表企業又は構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、こ

の限りではない。

オ　構成企業が、他の応募企業又は応募グループの構成企業となることは認めない。

カ　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する関係会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者として参加することはできない。

(2)　応募者の入札参加資格要件

ア　参加資格に関する要件

応募者は、次に掲げる要件を全て備えること。

(ｱ)　応募企業又は応募グループの代表企業は、伊勢広域環境組合競争入札参加資格者名簿に登録されている者であって、本業務の資格審査申請書等の提出日から入札書の開札日までの期間に、組合並びに伊勢市、明和町、玉城町及び度会町(以下「構成市町」という。)の建設工事等に係る資格(指名)停止措置を受けている者でないこと。

(ｲ)　構成企業は、伊勢広域環境組合競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は本業務の入札に際し、入札参加資格者として認められた者であること。構成企業のうち伊勢広域環境組合競争入札参加資格者名簿に未登録の者は、本業務の資格申請書等の提出時に、伊勢広域環境組合入札参加資格の審査申請書類を提出すること。また、いずれの者も本業務の資格審査申請書等の提出日から入札書の開札日までの期間に、組合及び構成市町の建設工事等に係る資格(指名)停止措置を受けている者でないこと。

(ｳ)　伊勢市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に基づく措置要件に該当する者でないこと。

(ｴ)　地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ｵ)　本件資格審査書類提出日以前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は6ヶ月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。

(ｶ)　会社法(平成17年法律第86号、以下同じ。)施行前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法第511条に基づく特別清算開始の申立て、旧破産法(大正11年法律第71号)第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)第12条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(但し、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)でないこと。

(ｷ)　本業務に関する組合の発注支援業務を受注した楠井法律事務所及び同団体が本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。資本面で関係のある者とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合をいい、人事面で関係のある者とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

(ｸ)　法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納している者でないこと。

イ　業務実績に関する要件

本件施設の運営維持管理業務の実施にあたり、応募者に求める実績等は以下のとおりである。応募グループで参加する場合は、構成企業全体として以下の全ての要件を満たすものとする。

(ｱ)　地方公共団体[※1]が管理する可燃ごみ処理施設(全連続燃焼式ストーカ炉で焼却能力が 200ｔ／日以上で１炉当たり 100ｔ／日以上かつ２炉以上のものに限る。)の維持管理業務[※2]の契約及び運転管理業務の複数年契約を、履行完了した元請実績[※3]を有すること。ただし、運転管理業務について、履行を継続しているものについては、満２年間を経過していること。

(ｲ)　地方公共団体が管理する粗大ごみ処理施設(回転式破砕機の処理能力が 25ｔ／5ｈ以上のものに限る。)の維持管理業務[※4]の契約及び運転管理業務の複数年契約を、履行完了した元請実績を有すること。ただし、履行を継続しているものについては、満２年間を経過していること。

※1　地方公共団体とは、地方自治法第１条の３に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

※2　可燃ごみ処理施設の維持管理業務とは、ストーカ本体の取替業務を含むストーカ式焼却炉の機能の回復を図る業務をいう。

※3　元請実績とは、自ら又は自らが代表企業となって設立した特別目的会社が、地方公共団体から直接に業務を請け負った実績をいう。

※4　粗大ごみ処理施設の維持管理業務とは、回転式破砕機の機能の回復を図る業務をいう。

ウ　参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は資格審査申請書類の提出日とする。

4　審査委員会の設置

組合は、本業務を総合評価指名競争入札方式で実施するに際し、諸基準の策定等に関して協議及び検討を行うとともに業務提案内容の審査を行うことを目的に、学識経験者を含む委員で構成される伊勢広域環境組合総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。なお、審査委員会は非公開とする。

5　審査及び落札者決定方法

入札公告時に公表する「落札者決定基準」に基づき、以下により審査を行い落札者を決定する。

(1)　業務提案に対する審査

入札参加者を対象に、業務提案書並びにそれに基づくプレゼンテーション及びヒアリングについて、審査委員会が審査を行い、業務提案に対する得点(以下「業務評価点」という。)を決定する。

(2)　価格審査

予定価格を超過していない最終審査対象者の入札価格(様式第10号に記載する金額をいう。)について、落札者決定基準に示す算定式により、入札価格に対する得点(以下「価格評価点」という。)を算出する。

(3)　総合評価

業務評価点と価格評価点の合計より、各入札参加者の得点(以下「総合評価点」という。)を算出する。

(4)　落札者の決定

組合は、審査委員会が選定した最優秀提案者を、落札者として決定する。

6　結果の公表

(1)　入札結果

ア　入札結果は、入札参加者に文書で通知する。

イ　電話等による問い合わせには応じない。

(2)　審査講評

審査講評を組合のホームページにて公表する。

7　応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として以下の書類を提出することとします。なお、各書類の詳細については、入札説明書によるものとする。

(1)　資格審査申請時の提出書類

ア　審査確認申請書類

イ　入札参加資格確認資料

(2)　資格審査合格後の提出書類

ア　業務提案書

イ　業務計画書

ウ　入札書

8　応募者に対する情報等の提供

(1)　資料等の提供及び閲覧等

資格審査を通過した応募者は、守秘義務にかかる誓約書を提出することを前提として、組合の保有する本件施設に関する資料のうち、組合が必要と判断する資料の提供を受けること及び閲覧することができます。なお、各資料の詳細については、入札説明書によるものとする。

(2)　本件施設の現地見学等

資格審査を通過した応募者は、組合が必要かつ合理的と認める方法により本件施設を現地見学することができます。なお、本件施設の現地見学の詳細については、入札説明書によるものとする。

9　落札者決定後の手続き

(1)　基本協定の締結

組合と落札者は、落札後、基本協定を締結する。

(2)　特別目的会社の設立

落札者は、特別目的会社を落札後速やかに設立することとする。なお、応募企業及び構成企業以外のものからの特別目的会社への出資は認めないものとする。

(3)　契約詳細の協議

組合と落札者は業務委託契約の詳細について協議を行うものとする。なお、契約詳細の協議は、事業契約書(案)の調整を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更は行わない。

(4)　業務委託契約の締結

組合は、落札者が設立した特別目的会社と本業務にかかる業務委託契約を締結する。

(5)　運営準備期間

落札者及び受託者は、落札者が組合に提出し確認を受けた学習計画書に基づいて、組合が保有する本件施設に関する書類等の確認及び本件施設の視察を行うものとする。また、落札者及び受託者は、本件施設に関して書面により質問することができ、組合は、取扱説明書又は各種作業の報告書等、施工企業等が提出した資料に記載されている範囲内で回答を行うものとする。詳細については、入札説明書に示すこととする。

(6)　著作権

応募者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、組合は、本業務の範囲において公表する場合又はその他組合が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を、無償で使用できる。

第3　業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1　想定されるサービスの水準・仕様

受託者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、運営期間及び運営期間終了後１年間に亘り、本件施設の要求水準が満たせるよう、適切な運営維持管理業務を行うものとする。

2　想定されるリスク及び分担

(1)　基本的な考え方

本業務におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。

本件施設の運営維持管理業務の責任は原則として受託者が負うことになるが、組合が責任を分担すべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うこととする。

(2)　想定されるリスクの分担

組合と受託者のリスク分担は、原則として別紙2「業務に係るリスク分担」の表によるものとし、その詳細については、契約書案によるものとする。

3　組合による業務の実施状況の監視

(1)　基本的な考え方

組合は、受託者による本件施設の運営維持管理業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、本件施設の運営維持管理状況の監視を行う。受託者は、運営期間及び運営期間終了後1年間に亘り、本件施設の要求水準が満たせるよう、適切な運営維持管理業務を行うものとする。落札者及び受託者は運営維持管理業務に関する考え方を示すため、運営準備期間及び運営期間における学習計画書及び業務実施計画書を提出し、組合の確認を受けるものとする。

(2)　運営段階

組合は、受託者と毎年度本件施設の維持管理の方法について協議及び維持管理の状況を確認し、必要に応じて業務実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう受託者に求めることができるものとする。監視にあたっては、組合は必要に応じ第三者機関よりアドバイスを求めることができるものとし、原則として、監視により確認された本件施設の運営維持管理業務の状態については公開されるものとする。また、本件施設の運営維持管理状態の監視により、業務委託契約で定められた要求水準を満たしていないと判断される場合には、組合は受託者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で、委託費の減額等の措置を受託者に対して講じることができるものとする。

(3)　運営期間終了段階

組合は、受託者に対し運営期間終了前までに、運営期間終了後3年間に亘る本件施設の機能及び性能を維持するための説明を求め、必要に応じ、業務実施計画書の改定及び適切な維持管理補修を求めることができます。また、組合は、運営期間終了時において、本件施設の要求する水準を満足することを確認するため、第三者に委託して、機能及び性能にかかる確認検査を実施することができる。確認検査の内容は、精密機能検査に準ずるものとし、確認検査実施時に本件施設の要求する水準を満たさないこと

が明らかとなった場合には、委託料の支払いを留保し、施設の改善・検査の合格を条件に留保した委託料を支払う。なお、これら改善及び検査に係る一切について、受託者の責任と費用において実施するものとする。運営期間の終了に関わらず、本件施設の機能確認、性能確認に合格することが業務委託契約終了の条件となる。

また、運営期間の終了後1年の間に、本件施設に関して性能未達が発生した場合、組合は受託者と協議を行うものとする。この協議により、性能未達が受託者の運営維持管理業務等に起因するものであると判断された場合、受託者は、自らの責任と費用において補修等必要な対応を行うものとする。

4　業務実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

基本協定、業務委託契約、これに基づく業務実施計画等の解釈について疑義が生じた場合、業務委託契約等の規定に基づいて、組合と受託者は誠意をもって協議するものとする。この場合、協議の不調等による業務委託契約等に関する紛争については、第１審ないし調停の専属的合意管轄裁判所を、津地方裁判所、津簡易裁判所、津地方裁判所伊勢支部又は伊勢簡易裁判所とする。

5　業務の継続が困難となった場合の措置

(1)　受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

ア　受託者の提供するサービスが、業務委託契約で定める受託者の責めに帰すべき事由により業務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、受託者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。受託者が当該期間内に改善することができなかったときは、組合は、業務委託契約を解除することができる。

イ　受託者が倒産し、又は受託者の財務状況が著しく悪化し、その結果、業務委託契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は業務委託契約を解除することができる。

ウ　上記アイの規定により組合が業務委託契約を解除した場合、受託者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2)　組合の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

ア　組合の責めに帰すべき事由に基づく業務不履行により業務の継続が困難となった場合、受託者は業務委託契約を解除することができる。

イ　上記アの規定により受託者が業務委託契約を解除した場合、組合は、受託者に生じた損害を賠償する。

(3)　受託者及び組合の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は受託者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、組合及び受託者双方は、業務継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び受託者は、業務委託契約を解除することができる。

第4　その他本業務の実施に関し必要な事項

1　実施方針に関する意見・質問の受付

本実施方針に関する意見・質問がある場合は、組合のホームページにおいて本実施方針と同時に公表した「実施方針に関する意見・質問書」に内容を記入し、電子メールにより下記の提出期間内までに提出すること。なお、電話等による問い合わせには応じないこととする。

(1)　意見・質問書の提出先

実施方針に関する意見・質問書の提出先は表4-1のとおりとする。

表 4-1 意見･質問書の提出先

項目	内容
担当課	〒515－0505　三重県伊勢市西豊浜町653番地 伊勢広域環境組合　業務課
担当者	竹内
TEL	0596-37-1218
FAX	0596-37-1740
E-mail	ikkj@iserisaikuru.jp

(2)　意見・質問書の提出期限

平成27年 5月22日(金)　午後3時まで

2　実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は、平成 27 年 5 月 29 日(金)に、組合のホームページにおいて公表する予定である。なお、提出のあった意見・質問に関しては、本業務に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、必ずしも全ての意見・質問について回答するものではない。

3　実施方針の変更

実施方針への意見・質問等を踏まえ、実施方針の内容を見直し変更することがある。

別紙１　伊勢広域環境組合ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託に伴う特定部品の供給等に関する協定書

次頁から示す「伊勢広域環境組合ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託に伴う特定部品の供給等に関する協定書」は、組合と可燃ごみ処理施設の設計・施工企業である「荏原環境プラント株式会社」並びに粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザの設計・施工企業である「川崎重工業株式会社」とが、それぞれに締結する予定であり、文書に含まれる　*【〇〇〇〇】*で示した語句は、以下の通り読み替えることとする。また、添付資料１別紙の「設備等リスト」及び添付資料２の「特定部品リスト」については、それぞれ対応する設計・施工企業に対してのリストを続けて示している。

締結先 語句	荏原環境プラント株式会社	川崎重工業株式会社
【施設名】	可燃ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設
【メーカー名】	荏原環境プラント株式会社	川崎重工業株式会社
【メーカー住所】	名古屋市中区錦3丁目15番15号	名古屋市中村区名駅1丁目1番4号
【メーカー名2】	荏原環境プラント株式会社　中部支店	川崎重工業株式会社　中部支社
【違約金額】	1億5,000万円	5,000万円
【違約金合計額】	3億円	1億円

伊勢広域環境組合ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託に伴う
特定部品の供給等に関する協定書

伊勢広域環境組合（以下「甲」という。）と、甲が所有する***【施設名】***（以下「本件施設」という。）の設計・施工企業である***【メーカー名】***（以下「乙」という。）は、伊勢広域環境組合ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託（以下「本業務」という。） を実施するために甲が指定する部品（以下「特定部品」という。）の供給等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　「本件入札」とは、本業務にかかる総合評価指名競争入札についての一切の手続きをいう。

(2)　「応募者」とは、本件入札に参加を希望する企業又は企業グループをいう。

(3)　「入札参加者」とは、本件入札において入札参加資格審査を通過した応募者をいう。

(4)　「落札者」とは、本業務を落札した入札参加者をいう。

(5)　「受託者」とは、本業務の実施を目的として、落札者が50パーセントを超える出資をもって設立する特別目的会社をいう。

(6)　「本業務契約」とは、甲と受託者が締結する業務委託契約をいう。

(7)　「特定部品」とは、本協定書に添付する添付資料2に掲げられた部品をいう。

（目的）

第２条　本業務の実施にあたり、本件施設に係る必要な情報開示及び乙による協力並びに特定部品の供給等に関する条件等を定めることにより、本件入札に競争性を担保し、受託者が本業務を円滑に遂行する事業環境を整備することを目的とする。

（入札参加者への情報開示等）

第３条　本件入札に係る期間中における入札参加者への情報開示に関して、以下のとおり定める。

(1)　甲は、本件入札への入札参加者に対し、甲の保有する本件施設に関する資料のうち、次の資料を配付する。なお、当該資料の配布にあたって乙から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、甲は当該箇所を削除又は黒塗りし、予め乙の確認を得た上で配布するものとする。

ア　フローシート

イ　機器配置図

ウ　事業費履歴

(2)　甲は、本件入札への入札参加者に対し、甲の保有する本件施設に関する資料のうち、次の資料を甲の立会いの下に閲覧させる。なお、当該資料の閲覧にあたって乙から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、甲は当該箇所を削除又は黒塗りし、予め乙の確認を得た上で閲覧させるものとする。

ア　竣工図

イ　取扱説明書

ウ　試験成績書

エ　予備品・消耗品・工具リスト
オ　給油リスト
カ　過去の修繕履歴及び修繕費データ
キ　電気使用量データ
ク　運転データ(過去実績)
ケ　各種分析結果(排ガス、灰、作業環境等)
コ　その他

(3)　前2号の規定に基づく配布及び閲覧の対象となった情報に関し、第三者から損害賠償請求その他の請求や苦情を受けた場合は、乙が一切の責任と費用を負担するものとする。

(4)　第1号及び第2号の規定に基づき、甲が入札参加者に対して質疑回答を行う場合、かつ、甲の要請があった場合には、乙は、甲の要請に基づき必要な支援(補足資料の提供、補足説明等をいう。)を行う等、これに可能な範囲で協力するものとする。

2　甲は本件入札に係る期間中、本件入札に必要な範囲において入札参加者に本件施設を視察(以下「施設視察」という。)させることができるものとする。なお、施設視察は甲の立会いの下に行うものとする。

3　甲は、入札参加者が甲から配布又は閲覧に供された資料及び施設視察から知り得た情報(以下「本件情報」という。)の取扱いについて、入札参加者に対して添付資料１の様式１の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。

(受託者等への情報開示等)

第４条　受託者等への情報開示について、以下のとおり定める。

(1)　甲は、落札者又は受託者に対し、甲の保有する本件施設に関する資料を閲覧又は貸与する。閲覧又は貸与する資料については、前条第1項第1号及び第2号に規定する資料を基本とし、閲覧又は貸与にあたっては、前条第1項の規定を準用する。

(2)　乙は、前号に規定する資料以外で、乙が保有する資料について、甲が本業務の遂行上必要と合理的に認め、かつ、乙が提供に同意した場合に限り、甲及び受託者に当該資料を提供する。

(3)　乙は、甲が落札者又は受託者に提供することを目的として本件施設に関する質問を行った場合は、本業務の主旨を鑑み、誠実に対応するものとする。ただし、乙の営業上又は技術上の情報であって乙が秘密にすべきと判断した情報については、乙は質問への回答を留保することができる。

(受託者等による情報の取扱い)

第５条　前条に基づき落札者又は受託者へ提供される甲又は乙の保有する資料、情報並びに落札者又は受託者が本業務遂行の過程又はその結果知り得た甲又は乙の保有する情報等(以下「本件情報等」という。)に係る取扱いに関して、以下のとおり定める。

(1)　甲は落札者に対し、本件情報等の取扱いについて、添付資料1の様式2の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。

(2)　甲は受託者に対し、本件情報等の取扱いについて、添付資料1の様式3の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。

(3)　甲及び乙は、受託者又は落札者等による本件情報等の漏洩が疑われる場合、その旨を速やかに相手方に連絡し、調査に協力するものとする。

（特定部品の供給及び修繕等）

第 6 条　乙は、受託者が特定部品の供給、その他本件施設の維持管理に必要な修繕及び定期点検(以下「修繕等」という。)を求めた場合には、特段の理由がない限りこれを拒否しないものとする。

2　前項において、乙と受託者との間における特定部品の供給及び修繕等の実施条件は、甲と乙との間における同種の取引実績を参考にして、乙と受託者との交渉によって定めるものとする。

（特定部品の製造中止の通知）

第 7 条　乙は、特定部品の製造が中止される場合、甲及び受託者に対して、当該特定部品の製造中止時期を速やかに通知するものとする。この場合、乙は当該特定部品の代替品、又は代替品に係る情報を、可能な範囲で甲及び受託者に提供するものとする。

（有効期間）

第 8 条　本協定は締結日より効力を生じ、第 3 条(第 1 項第 3 号を除く)は、本業務に関する甲と受託者間の本業務契約締結まで、その他条項(第 3 条第 1 項第 3 号を含む)については、本業務契約終了まで有効に存続する。

2　前項の規定にかかわらず、本協定に基づき提出される誓約書の有効期間は、当該誓約書に定める期間とする。

（準拠法）

第 9 条　本協定は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

（管轄裁判所）

第 10 条　本協定に関する訴訟その他の紛争については、第 1 審ないし調停の専属的合意管轄裁判所を、津地方裁判所、津簡易裁判所、津地方裁判所伊勢支部又は伊勢簡易裁判所とする。

添付資料 1　秘密保持誓約書(様式 1～3)

添付資料 2　特定部品リスト

本協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 27 年　　月　　日

甲　　三重県伊勢市西豊浜町 653 番地

伊勢広域環境組合　管理者　鈴木　健一

乙

添付書類１
様式１(応募者用)

秘密保持誓約書

三重県伊勢市西豊浜町 653 番地
伊勢広域環境組合　御中
[メーカー住所]
[メーカー名 2]　御中

〇〇(以下、「弊社」といいます。)は、伊勢広域環境組合(以下、「貴組合」といいます。)及び***[メーカー名]***（以下、「貴社」といいます。)に対し、伊勢広域環境組合ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託の入札(以下、「本件入札」といいます。)について貴組合又は貴社から開示される情報に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第 1 条(本件秘密情報)
1　本件秘密情報とは、本件入札に係る期間中に、本件入札に関し貴組合又は貴社から開示されたすべての情報をいい、その中には以下の各号に掲げるものが含まれます。
(1)　本件入札に関し、貴組合から配布された資料
(2)　本件入札に関し、貴組合から閲覧に供された資料
(3)　本件入札に関する質疑回答において、貴組合又は貴社から開示された情報及び資料
(4)　本件入札における甲が所有する可燃ごみ処理施設(以下「本件施設」という。) の視察に関し、弊社が知得した情報
2　以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
(1)　開示又は知得前から既に公知であった情報
(2)　開示又は知得後に弊社の責によらずに公知となった情報
(3)　弊社が適法な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報

第 2 条(本件秘密情報に関する義務)
1　弊社は、本件秘密情報を本件入札に参加する目的以外に使用せず、貴組合及び貴社の書面による事前の承認のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
2　弊社は、本件入札に関する業務に直接関与する弊社の従業員(本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。)以外の者に対し、本件秘密情報を一切開示しないものとします。
3　弊社は、貴組合及び貴社の書面による事前の承認を得ずに、本件秘密情報を社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
4　弊社は、貴組合又は貴社が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。
5　本件秘密情報に関し、法律上の要求に基づき、弊社が行政機関等に対し開示義務を負う場合は、事前に開示内容等について貴組合及び貴社に書面で通知することにより、本条第 1 項から第 3 項の適用を受けないものとします。

第３条（違反の場合の措置）

１　弊社が本誓約書に定める条項に違反し又は違反するおそれのある場合、弊社は直ちに貴組合及び貴社に通知し、違反事項を是正のうえ原状回復を行うものとします。また、貴組合又は貴社は、弊社に対し違反行為の停止又は予防を請求することができ、併せて違反行為の停止又は予防に必要な行為を請求することができるものとします。なお、本件秘密情報のうち著作物や営業秘密でないものについても、貴組合又は貴社は本項の定めに基づき、違反行為の差止め及び除去を請求することができるものとします。

２　弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴組合及び貴社に対し、貴組合及び貴社が指定する期日及び方法により、違約金としてそれぞれ金***[違約金額]***（合計***[違約金合計額]***）を支払うものとします。併せて、貴組合及び貴社の損害（間接的損害を含みます。）が同違約金金額を上回るときは、同違約金の支払いに加え、その損害を貴組合及び貴社が指定する期日及び方法により、支払うものとします。

第４条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本件入札が終了した後、貴組合及び貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還又は破棄するものとします。

第５条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴組合又は貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

第６条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本件入札が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第７条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、第１審ないし調停の専属的合意管轄裁判所を、津地方裁判所、津簡易裁判所、津地方裁判所伊勢支部又は伊勢簡易裁判所とします。

平成27年　　月　　日

上記誓約いたします

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　印

添付書類 1
様式 2(落札者用)

秘密保持誓約書

三重県伊勢市西豊浜町 653 番地
伊勢広域環境組合　御中
[メーカー住所]
[メーカー名 2]　御中

〇〇(以下、「弊社」といいます。)は、伊勢広域環境組合(以下、「貴組合」といいます。) 及び ***[メーカー名]***（以下、「貴社」といいます。)に対し、伊勢広域環境組合ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託(以下、「本業務」といいます。)の遂行について貴組合又は貴社から開示される情報に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第 1 条(本件秘密情報)

1　本件秘密情報とは、本業務の入札及び本業務に関し、貴組合又は貴社から開示されたすべての情報及び弊社が本業務の遂行の過程又はその結果知り得た貴組合又は貴社のすべての情報をいいます。
2　以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
(1)　開示又は知得前から既に公知であった情報
(2)　開示又は知得後に弊社の責によらずに公知となった情報
(3)　弊社が適法な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報

第 2 条(本件秘密情報に関する義務)

1　弊社は、本件秘密情報を、本業務を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴組合及び貴社の書面による事前の承認のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
2　弊社は、本業務に関する業務に直接関与する弊社の従業員(本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。)以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。
3　弊社は、本件秘密情報について、貴組合及び貴社の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
4　弊社は、貴組合又は貴社が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。
5　本件秘密情報に関し、法律上の要求に基づき、弊社が行政機関等に対し開示義務を負う場合は、事前に開示内容等について貴組合及び貴社に書面で通知することにより、本条第 1 項から第 3 項の適用を受けないものとします。

第 3 条(リバースエンジニアリング等)

1　弊社は、伊勢広域環境組合清掃工場の設備・装置・機器・部品等(ソフトウェアを含む。以下「設備等」という。)のリバースエンジニアリング(機械・図面・ソフトウェアなどを分解・解析し、その仕組みや仕様、目的、構成部品、製造技術、要素技術などを明らかにすることをいいま

す。）及びそれに基づくコピー・模造品・改造品等の製作（第三者に製作させる場合も含みます。以下、これら一連の行為を総称して「リバースエンジニアリング等」といいます。）を行わないものとします。
2　前項の規定は、本誓約書別紙に掲げる以外の設備等について、本業務の円滑な遂行のために必要なリバースエンジニアリング等を行う場合には適用されないものとします。ただし、当該リバースエンジニアリング等により第三者の権利を侵害又は侵害するおそれのある場合はこの限りではないものとします。

第 4 条（違反の場合の措置）

1　弊社が本誓約書に定める条項に違反し又は違反するおそれのある場合、弊社は直ちに貴組合及び貴社に通知し、違反事項を是正のうえ原状回復を行うものとします。また、貴組合又は貴社は、弊社に対し違反行為の停止又は予防を請求することができ、併せて違反行為の停止又は予防に必要な行為を請求することができるものとします。なお、本件秘密情報のうち著作物や営業秘密でないものについても、貴組合又は貴社は本項の定めに基づき、違反行為の差止め及び除去を請求することができるものとします。
2　弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴組合及び貴社に対し、貴組合及び貴社が指定する期日及び方法により、違約金としてそれぞれに、本業務の契約金額総額の 5 パーセントに相当する金額（合計金額は契約金額総額の 10 パーセントに相当する金額）を遅滞なく支払うものとします。併せて、貴組合及び貴社の損害（間接的損害を含みます。）が同違約金金額を上回るときは、同違約金の支払いに加え、その損害を貴組合及び貴社が指定する期日及び方法により、支払うものとします。
3　本業務の実施を目的として、弊社（及び第三者）が 50 パーセントを超える出資をもって設立する特別目的会社（以下、「受託者」という。）が貴組合及び貴社との間の秘密保持誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴組合及び貴社に対し受託者と連帯して責任を負うものとします。

第 5 条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本件事業が終了した後、貴組合及び貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに当該情報の所有者に返還又は破棄するものとします。

第 6 条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴組合及び貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

第 7 条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本業務が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第 8 条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、第 1 審ないし調停の専属的合意管轄裁判所を、津地方裁判所、津簡易裁判所、津地方裁判所伊勢支部又は伊勢簡易裁判所とします。

平成 27 年　　月　　日
上記誓約いたします：（会社名等）

別紙
（荏原環境プラント株式会社）
（設備等リスト）

設備等リスト

設備名	装置名	適用範囲
全般	焼却設備	システム構成、プロセス構成、制御方法
	配管設備	プロセス構成、制御方法含む全て
受入供給設備	計量機	ソフトウェア
燃焼設備	ごみ投入ホッパ	本体、ブリッジ解除装置含む
	給じん装置	下部ホッパシュート含む全て
	燃焼装置	下部ホッパシュート含む全て
	焼却炉	炉内耐火物、支持方法含む全て
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室	耐火物、支持方法含む全て
排ガス処理設備	バグフィルタ	本体
電気設備	現場制御盤	シーケンサソフトウェア
計装設備	焼却炉計装盤	監視操作盤、中央制御盤、 ソフトウェア類

添付書類１

別紙
（川崎重工業株式会社）
（設備等リスト）

設備等リスト

設備名	装置名	適用範囲
全般	−	システム構成、プロセス構成、制御方法
不燃物破砕選別設備	横型回転式破砕機・供給フィーダ	本体一式（ソフトウェア含む）
	受入コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
	供給コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
	排出コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
	破砕物搬送コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
	磁力選別機	本体一式（ソフトウェア含む）
	不燃物可燃物選別装置	本体一式（ソフトウェア含む）
	アルミ選別機	本体一式（ソフトウェア含む）
可燃物せん断設備	せん断式破砕機	本体一式（ソフトウェア含む）
	切断可燃物コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
	可燃物移送コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
	バグフィルタ	本体一式（ソフトウェア含む）
プラスチック圧縮梱包設備	その他プラ圧縮梱包機	本体一式（ソフトウェア含む）
	供給コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
コンテナ昇降設備	搬入コンテナリフター	本体一式（ソフトウェア含む）
	搬出コンテナリフター	本体一式（ソフトウェア含む）
電気設備	中央操作盤・監視盤	本体一式（ソフトウェア含む）
	現場制御盤	本体一式（ソフトウェア含む）

添付書類１
様式3(受託者用)

秘密保持誓約書

三重県伊勢市西豊浜町 653 番地
伊勢広域環境組合　御中
[メーカー住所]
[メーカー名 2]　御中

○○(以下、「弊社」といいます。)は、伊勢広域環境組合(以下、「貴組合」といいます。) 及び***[メーカー名]***（以下、「貴社」といいます。)に対し、伊勢広域環境組合ごみ処理施設包括運営管理業務委託(以下、「本業務」といいます。)の遂行について貴組合又は貴社から開示される情報に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第 1 条(本件秘密情報)

1　本件秘密情報とは、本業務の入札及び本業務に関し、貴組合又は貴社から開示されたすべての情報及び弊社が本業務の遂行の過程又はその結果知り得た貴組合又は貴社のすべての情報をいいます。
2　以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
　(1)　開示又は知得前から既に公知であった情報
　(2)　開示又は知得後に弊社の責によらずに公知となった情報
　(3)　弊社が適法な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報

第 2 条(本件秘密情報に関する義務)

1　弊社は、本件秘密情報を、本業務を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴組合及び貴社の書面による事前の承認のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
2　弊社は、本業務に関する業務に直接関与する弊社の従業員(本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。)以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。
3　弊社は、本件秘密情報について、貴組合及び貴社の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
4　弊社は、貴組合又は貴社が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。
5　本件秘密情報に関し、法律上の要求に基づき、弊社が行政機関等に対し開示義務を負う場合は、事前に開示内容等について貴組合及び貴社に書面で通知することにより、本条第 1 項から第 3 項の適用を受けないものとします。

第 3 条(リバースエンジニアリング等)

1　弊社は、伊勢広域環境組合清掃工場の設備・装置・機器・部品等(ソフトウェアを含む。以下「設備等」という。)のリバースエンジニアリング(機械・図面・ソフトウェアなどを分解・解析

し、その仕組みや仕様、目的、構成部品、製造技術、要素技術などを明らかにすることをいいます。)及びそれに基づくコピー・模造品・改造品等の製作(第三者に製作させる場合も含みます。以下、これら一連の行為を総称して「リバースエンジニアリング等」といいます。)を行わないものとします。
2　前項の規定は、本誓約書別紙に掲げる以外の設備等について、本業務の円滑な遂行のために必要なリバースエンジニアリング等を行う場合には適用されないものとします。ただし、当該リバースエンジニアリング等により第三者の権利を侵害又は侵害するおそれのある場合はこの限りではないものとします。

第 4 条(違反の場合の措置)
1　弊社が本誓約書に定める条項に違反し又は違反するおそれのある場合、弊社は直ちに貴組合及び貴社に通知し、違反事項を是正のうえ原状回復を行うものとします。また、貴組合又は貴社は、弊社に対し違反行為の停止又は予防を請求することができ、併せて違反行為の停止又は予防に必要な行為を請求することができるものとします。なお、本件秘密情報のうち著作物や営業秘密でないものについても、貴組合又は貴社は本項の定めに基づき、違反行為の差止め及び除去を請求することができるものとします。
2　弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴組合及び貴社に対し、貴組合及び貴社が指定する期日及び方法により、違約金としてそれぞれに、本業務の契約金額総額の 5 パーセントに相当する金額(合計金額は契約金額総額の 10 パーセントに相当する金額)を遅滞なく支払うものとします。併せて、貴組合及び貴社の損害(間接的損害を含みます。)が同違約金金額を上回るときは、同違約金の支払いに加え、その損害を貴組合及び貴社が指定する期日及び方法により、支払うものとします。

第 5 条(本件秘密情報の返還、破棄)
弊社は、本件事業が終了した後、貴組合及び貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等(複製物がある場合は当該複製物を含みます。)を直ちに当該情報の所有者に返還又は破棄するものとします。

第 6 条(監査)
本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴組合及び貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

第 7 条(有効期間)
本誓約書に規定された弊社の義務は、本業務が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第 8 条(裁判管轄)
本誓約書に関する一切の紛争については、第 1 審ないし調停の専属的合意管轄裁判所を、津地方裁判所、津簡易裁判所、津地方裁判所伊勢支部又は伊勢簡易裁判所とします。

平成 27 年　　月　　日
上記誓約いたします：(会社名等)

別紙
（荏原環境プラント株式会社）
（設備等リスト）

設備等リスト

設備名	装置名	適用範囲
全般	焼却設備	システム構成、プロセス構成、制御方法
	配管設備	プロセス構成、制御方法含む全て
受入供給設備	計量機	ソフトウェア
燃焼設備	ごみ投入ホッパ	本体、ブリッジ解除装置含む
	給じん装置	下部ホッパシュート含む全て
	燃焼装置	下部ホッパシュート含む全て
	焼却炉	炉内耐火物、支持方法含む全て
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室	耐火物、支持方法含む全て
排ガス処理設備	バグフィルタ	本体
電気設備	現場制御盤	シーケンサソフトウェア
計装設備	焼却炉計装盤	監視操作盤、中央制御盤、 ソフトウェア類

別紙
（川崎重工業株式会社）
（設備等リスト）

設備等リスト

設備名	装置名	適用範囲
全般	－	システム構成、プロセス構成、制御方法
不燃物破砕選別設備	横型回転式破砕機・供給フィーダ	本体一式（ソフトウェア含む）
	受入コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
	供給コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
	排出コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
	破砕物搬送コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
	磁力選別機	本体一式（ソフトウェア含む）
	不燃物可燃物選別装置	本体一式（ソフトウェア含む）
	アルミ選別機	本体一式（ソフトウェア含む）
可燃物せん断設備	せん断式破砕機	本体一式（ソフトウェア含む）
	切断可燃物コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
	可燃物移送コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
	バグフィルタ	本体一式（ソフトウェア含む）
プラスチック圧縮梱包設備	その他プラ圧縮梱包機	本体一式（ソフトウェア含む）
	供給コンベヤ	本体一式（ソフトウェア含む）
コンテナ昇降設備	搬入コンテナリフター	本体一式（ソフトウェア含む）
	搬出コンテナリフター	本体一式（ソフトウェア含む）
電気設備	中央操作盤・監視盤	本体一式（ソフトウェア含む）
	現場制御盤	本体一式（ソフトウェア含む）

添付書類 2
(荏原環境プラント株式会社)

特定部品リスト

設備名	装置名	(機器名)部品名	調達期間 (参考)
燃焼設備	ごみ投入ホッパ	本体、ブリッジ解除装置含む	4ヶ月
	給じん装置	レール、プッシャー、シリンダー、 張り鋳物類	6ヶ月
	燃焼装置 (乾燥/燃焼/後燃焼含む)	火格子類、レール、台車、 シリンダー、フレーム、駆動機構	6ヶ月
	焼却炉	炉内耐火物類	5ヶ月
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室	耐火物類	5ヶ月
排ガス処理設備	バグフィルタ	本体	6ヶ月
計装設備	中央制御システム	監視操作盤、中央制御盤、 ソフトウェア	15ヶ月

※1　調達期間は、発注から納品までの部品手配に要する標準的な期間を示す。

※2　上記特定部品を用いて施設の修繕等を行う場合、設備の性能維持のため、乙による施工を推奨

添付書類 2
(川崎重工業株式会社)

特定部品リスト

設備名	装置名	(機器名)部品名	調達期間 (参考)
不燃物破砕 選別設備	横型回転式破砕機・ 供給フィーダ	ハンマ類、グレート類、ライナ類等 部品一式	5ヶ月
	受入コンベヤ	エプロンパン、チェーン、軸 ASSY	3.5ヶ月
	供給コンベヤ	エプロンパン、チェーン、軸 ASSY	3.5ヶ月
	排出コンベヤ	バネ・スプリング類、ライナ類等 部品一式	3.5ヶ月
	破砕物搬送コンベヤ	ベルト、プーリ	3.5ヶ月
	磁力選別機	ベルト、プーリ	4.5ヶ月
	不燃物可燃物選別装置	篩網、シュート類等　部品一式	2ヶ月
	アルミ選別機	ＦＲＰドラム、磁石回転子	4.5ヶ月
可燃物せん断設備	せん断式破砕機	刃物類、ライナ類、油圧装置	3.5ヶ月
	切断可燃物コンベヤ	エプロンパン、チェーン、軸 ASSY	3.5ヶ月
	可燃物移送コンベヤ	ベルト	3ヶ月
プラスチック 圧縮梱包設備	その他プラ圧縮梱包機	刃物類、ライナ類、油圧装置、 アーム類、ベルト類	3.5ヶ月
	供給コンベヤ	エプロンパン、チェーン、軸 ASSY	3.5ヶ月
コンテナ昇降設備	搬入コンテナリフター	スラット類、チェーン類、ベルト類	3ヶ月
	搬出コンテナリフター	スラット類、チェーン類、ベルト類	3ヶ月
電気設備	中央操作盤・監視盤	シーケンサ、ソフトウェア	3.5ヶ月
	現場制御盤	シーケンサ、ソフトウェア	3.5ヶ月

※1　調達期間は、発注から納品までの部品手配に要する標準的な期間を示す。

※2　上記特定部品を用いて施設の修繕等を行う場合、設備の性能維持のため、乙による施工を推奨

別紙２　業務に係るリスク分担

リスク項目		概要	分担	
			組合	受託者
共通	制度・法令リスク	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
	税制リスク	受託者の利益に課せられる税制度の変更(例；法人税等)、新税創設に伴うリスク		○
		上記以外の税制度の変更、新税創設に伴うリスク	○	
	物価変動リスク	一定の範囲内(1.5%)での物価変動に係るリスク		○
		一定の範囲内(1.5%)を超えた物価変動に係るリスク	○	
	政治リスク	政策方針の変更等による業務の停止・変更に係るリスク	○	
	不可抗力リスク	天災等により業務の実施が不可能となる場合のリスク	○	
	一定の範囲(1%)内	天災等による損害が発生し、修復のため業務の遅延が発生する場合のリスク		○
	一定の範囲(1%)外		○	
	住民反対リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○
		上記以外の場合のリスク	○	
	第三者賠償	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○
		上記以外の場合のリスク	○	
運営段階	性能リスク 委託費超過リスク	提示条件の不備や、要求変更等、組合の責めに帰すべき事由による場合のリスク	○	
		その他施設の運営維持管理業務において、本業務契約に規定する仕様及び性能の未達成等、受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○
	施設・設備損傷リスク	事故や火災等により施設が破損した場合のリスク		○
		第三者の責めに帰すべき事由により施設が破損した場合のリスク	○	
	不適正ごみ混入リスク	受託者の善良なる管理者の注意義務違反の場合のリスク		○
		受託者の善良なる管理者の注意義務を以ってしても排除できない場合のリスク	○	
	技術革新	技術革新に伴い設備が陳腐化した場合において、新技術採用のためのコストが増大した場合のリスク	○	
	ごみ量・ごみ質変動リスク	搬入する本件廃棄物のごみ量が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合、または、ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のリスク※	○	
業務終了段階での施設の性能確保		業務終了時における施設の性能確保が未達の場合のリスク		○

※　ごみ量については、上限を本件施設の受入可能量とし、下限を20,000ｔとする。また、ごみ質については、組合が実施するごみ質分析から得られるデータを勘案し、判断する。